

新旧対照表（変更箇所対照表：修正部のみ抜粋）

変 更 後（案）	変 更 前
<p>第3次沖縄県障害者基本計画 ～美らしま障害者プラン～</p> <p>平成16年3月18日策定 平成21年6月16日変更 <u>平成24年6月26日変更</u></p> <p>沖 縄 県</p>	<p>第3次沖縄県障害者基本計画 ～美らしま障害者プラン～</p> <p>平成16年3月18日策定 平成21年6月16日変更</p> <p>沖 縄 県</p>
<p>目次</p> <p>I 総論</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 社会情勢の変化</p> <p>3 計画の性格</p> <p>4 計画の期間</p> <p>5 計画策定の基本的な考え方</p> <p>6 施策の方向</p> <p>7 計画の推進</p> <p>II 施策の展開方向</p> <p>1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして</p> <p>2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして</p> <p>3 とともに支え合う社会の構築をめざして</p> <p>III 目標設定</p> <p>IV 圏域別の施策展開</p>	<p>目次</p> <p>I 総論</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 社会情勢の変化</p> <p>3 計画の性格</p> <p>4 計画の期間</p> <p>5 計画策定の基本的な考え方</p> <p>6 施策の方向</p> <p>7 計画の推進</p> <p>II 施策の展開方向</p> <p>1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして</p> <p>2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして</p> <p>3 とともに支え合う社会の構築をめざして</p> <p>III 目標設定</p> <p>IV 圏域別の施策展開</p>

I 総論

1 計画策定の趣旨

本県では、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において生きがいをもって社会参加できるようにする「リハビリテーション」の理念のもとに、平成6年度に「沖縄県障害者福祉長期行動計画」を策定し、さらに、平成10年度には、同計画の重点実施計画である「沖縄県障害者プラン」を策定して諸施策を推進してきました。

国際的な動きとしては、「アジア太平洋障害者の十年」の最終年となる平成14年に、滋賀県において開催されたハイレベル政府間会合において、すべての人のための障壁のない、かつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択され、障害者施策の今後の方向が示唆されています。

このような国際的な潮流を踏まえ、本県においても、障害者が安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、新たな障害者計画として「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」を平成16年3月に策定し、計画期間である平成16年度から平成25年度までの10年間における施策の展開方法並びに目標数値を定めました。

現行計画の計画期間の後期（平成21年度から平成25年度までの5年間）の終盤を迎えるに当たり、平成18年度から施行された障害者自立支援法や障害者関係の法制度の改正状況その他社会情勢の変化を踏まえ、さらに沖縄県障害福祉計画（第3期）の新規項目を盛り込み計画期間の最終目標値を設定する必要があります。

2 社会情勢の変化

(1)～(2) 省略

(3) 障害者に関わる国内外の情勢

I 総論

1 計画策定の趣旨

本県では、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において生きがいをもって社会参加できるようにする「リハビリテーション」の理念のもとに、平成6年度に「沖縄県障害者福祉長期行動計画」を策定し、さらに、平成10年度には、同計画の重点実施計画である「沖縄県障害者プラン」を策定して諸施策を推進してきました。

国際的な動きとしては、「アジア太平洋障害者の十年」の最終年となる平成14年に、滋賀県において開催されたハイレベル政府間会合において、すべての人のための障壁のない、かつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択され、障害者施策の今後の方向が示唆されています。

このような国際的な潮流を踏まえ、本県においても、障害者が安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、新たな障害者計画として「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」を平成16年3月に策定し、計画期間である平成16年度から平成25年度までの10年間における施策の展開方法を定め、計画期間の前期（平成16年度から平成20年度までの5年間）における目標数値を定めました。

現行計画の計画期間の後期（平成21年度から平成25年度までの5年間）を迎えるに当たり、平成18年度から施行された障害者自立支援法や障害者関係の法制度の改正状況その他社会情勢の変化を踏まえ、計画期間の後期における目標値を設定する必要があります。

2 社会情勢の変化

(1)～(2) 省略

(3) 障害者に関わる国内外の情勢

① 障害者の権利擁護

国連において採択され、日本が平成19年9月に署名した障害者権利条約は、平成20年4月に批准国の数が20に達し、同年5月に発効しました。

国連アジア太平洋経済社会委員会における「びわこミレニアム・フレームワーク」は、その後期5年間の行動指針である「びわこプラスファイブ」が平成19年に採択されました。

これらの動向を踏まえ、国内においては、障害者権利条約の批准に向けた動きのほか、障害者虐待防止法の制定（平成24年10月施行）、障害者差別禁止法案の検討、欠格条項の撤廃など障害者の権利を擁護する活動が活発化しています。

② 省 略

③ ユニバーサルデザインの浸透

障害者の日常生活や社会生活を困難にする物理的・心理的な障壁を除去するバリアフリー化については、子供や高齢者などすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方が浸透しつつあります。

④ 省 略

(4) 障害者に関する法改正

① 省 略

② 平成16年度以降の主な法改正等

ア 省 略

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（平成18年4月全面施行）

精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業者に対する支援、障害者福祉施策の有機的な連携による就業支援等を内容とする法改正が行われました。

① 障害者の権利擁護

国連において採択され、日本が平成19年9月に署名した障害者権利条約は、平成20年4月に批准国の数が20に達し、同年5月に発効しました。

国連アジア太平洋経済社会委員会における「びわこミレニアム・フレームワーク」は、その後期5年間の行動指針である「びわこプラスファイブ」が平成19年に採択されました。

これらの動向を踏まえ、国内においては、障害者権利条約の批准に向けた動きのほか、障害者差別禁止法案及び障害者虐待防止法案の検討、欠格条項の撤廃など、障害者の権利を擁護する活動が活発化しています。

② 省 略

③ ユニバーサルデザインの浸透

障害者の社会生活の妨げとなる障壁のバリアフリー化については、子供や高齢者などすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方が浸透しつつあります。

④ 省 略

(4) 障害者に関する法改正

① 省 略

② 平成16年度以降の主な法改正等

ア 省 略

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年6月制定、平成18年4月全面施行）

精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業者に対する支援、障害者福祉施策の有機的な連携による就業支援等を内容とする法改正が行われました。

ウ 省 略

エ 学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）

児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育等の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携が求められているため、個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援学校が創設されました。

オ 省 略

カ 障害者基本法の一部改正（平成18年6月一部施行、平成19年4月全面施行）

障害者施策の基本的理念に障害を理由とする差別の禁止を明示するほか、障害者週間（12月3日から9日まで）の設置、都道府県及び市町村障害者基本計画の策定義務等が定められました。

キ 教育基本法の全部改正（平成18年12月施行）

教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援が明記されました。

ク 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（平成21年4月施行）

障害者雇用納付金制度の適用範囲の拡大及び雇用率の算定に関する特例の創設による中小企業における障害者雇用の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設等がなされました。

ケ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を

た。

ウ 省 略

エ 学校教育法の一部を改正する法律（平成18年6月制定、平成19年4月施行）

複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援学校が制度化されました。

オ 省 略

カ 障害者基本法の一部を改正する法律（平成18年6月改正、同月一部施行、平成19年4月全面施行）

障害者施策の基本的理念に障害を理由とする差別の禁止を明示するほか、障害者週間（12月9日から9日間）の設置、都道府県及び市町村障害者基本計画の策定義務等が定められました。

キ 教育基本法の改正（平成18年12月）

教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援が明記されました。

ク 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年12月改正、平成21年4月施行）

障害者雇用納付金制度の適用範囲の拡大及び雇用率の算定に関する特例の創設による中小企業における障害者雇用の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設等がなされました。

見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（いわゆる整備法。平成22年12月公布、同月一部施行、平成24年4月施行）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、利用者負担の見直しや障害者の定義として発達障害を明記するなど、障害者自立支援法等の関係法律の整備がなされました。

コ 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月制定、平成24年10月施行）

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定め、障害者虐待の防止等の施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することが定められました。

サ スポーツ基本法（スポーツ振興法の全面改正、平成23年8月施行）

障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することが基本理念に明記されました。

シ 障害者基本法の一部改正（平成23年8月施行）

目的規定を見直し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すると明記し、さらに障害者の定義の見直しが行われました。また、併せて選挙や司法手続における配慮等が示されました。

ス 児童福祉法の一部改正（平成24年4月施行）

障害児支援強化のため、児童福祉法の一部が改正され、これまで障害種別ごとに分かれていた施設・事業体系について「障害児通所支援」、「障害児入所支援」とそれぞれ一元化されました。

また、障害児通所支援については、身近な地域で質の高いサービスが受けられるようにするため、支援の実施主体が県から市町村へ移管されました。

(5) 省 略

3 計画の性格

この計画は、本県の障害者に関する基本計画及び実施計画であるとともに、市町村が策定する障害者計画の基本方向を示す指針でもあります。また、障害者が社会の一員として同等に生活できる共生社会を実現するためには、県民や民間企業、NPOなどの理解と協力が不可欠であり、すべての県民の自主的、主体的な行動の目標、指針となるものです。

計画の内容は、障害保健福祉施策推進の基本的な考え方や具体的な推進方策及び達成すべき障害保健福祉サービスの目標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図るものです。

この計画の後期における数値目標については、この計画で定める施策の方向や計画の推進に関する項目及び施策の展開方向やその体系を踏まえ、第3期沖縄県障害福祉計画との有機的な連携を確保すること等を考慮して設定するものとし、当該計画の目標達成と併せてこの計画の目標達成を目指すこととしています。

4～5 省 略

6 施策の方向

障害者が社会の一員としてともに暮らせる共生社会の実現に向けて、次の3つを施策の柱とします。

(1)～(2) 省 略

(3) ともに支え合う社会の構築をめざして

障害者の社会参加を困難にする物理的、心理的な障壁を取り除き、安全で心地よい快適な生活環境の形成に努めます。

なお、これら施策の推進に当たっては、すべての施策に共通する基本的な視点

(5) 省 略

3 計画の性格

この計画は、本県の障害者に関する基本計画及び実施計画であるとともに、市町村が策定する障害者計画の基本方向を示す指針であります。また、障害者が社会の一員として同等に生活できる共生社会を実現するためには、県民や民間企業、NPOなどの理解と協力が不可欠であり、すべての県民の自主的、主体的な行動の目標、指針となるものです。

計画の内容は、障害保健福祉施策推進の基本的な考え方や具体的な推進方策及び達成すべき障害保健福祉サービスの目標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図るものです。

この計画の後期における数値目標については、この計画で定める施策の方向や計画の推進に関する項目及び施策の展開方向やその体系を踏まえ、第2期沖縄県障害福祉計画との有機的な連携を確保すること等を考慮して設定するものとし、当該計画の目標達成と併せてこの計画の目標達成を目指すこととしています。

4～5 省 略

6 施策の方向

障害者が社会の一員としてともに暮らせる共生社会の実現に向けて、次の3つを施策の柱とします。

(1)～(2) 省 略

(3) ともに支え合う社会の構築をめざして

障害者の社会参加を困難にする物理的、心理的な障壁を取り除き、安全で心地よい快適な生活環境の形成に努めます。

なお、これら施策の推進に当たっては、すべての施策に共通する基本的な視点

として障害者の権利擁護と障害特性に応じた多様なニーズへの適切な対応、利用者本位のきめ細かな福祉サービスの提供の実施に取り組みます。

また、重点的な課題として、障害者の地域居住や社会参加の支援と、整備法により新たに障害者自立支援法の対象となった発達障害の支援や相談支援、さらには改正児童福祉法を基本にした障害児支援の充実を積極的に推進します。

7 計画の推進

(1)～(4) 省略

(5) 計画の見直し

社会情勢の変化や法制度の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の見直しに際しては、過去の実績評価を行うとともに、広く障害者の意見が反映できるように取り組みます。

また、当事者を中心としたモニタリング調査を行い、障害者の意見の反映を図ります。

計画の後期における目標のうち、第3期沖縄県障害福祉計画との整合性を確保するため、目標数値の一部を新たに定めました。

II 施策の展開方向

1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

(1) 省略

(2) 自立し安心して生活するための福祉サービスの充実

① 省略

② 日中活動系サービスの充実

日中活動系サービス事業所については、福祉施設入所者及び入院中の精神障

として障害者の権利擁護と障害特性に応じた多様なニーズへの適切な対応、利用者本位のきめ細かな福祉サービスの提供の実施に取り組みます。

また、重点的な課題として、障害者の地域居住や社会参加の支援と、身体障害者や知的障害者の福祉サービスに比べて遅れている精神障害者の福祉サービスの充実を積極的に推進します。

7 計画の推進

(1)～(4) 省略

(5) 計画の見直し

社会情勢の変化や法制度の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の見直しに際しては、過去の実績評価を行うとともに、広く障害者の意見が反映できるように取り組みます。

また、当事者を中心としたモニタリング調査を行い、障害者の意見の反映を図ります。

計画の後期における目標のうち、第2期沖縄県障害福祉計画との整合性を確保するために平成23年度末における数値により目標を設定するものについては、この計画期間中同年度後の目標数値を同年度に定めるものとします。

II 施策の展開方向

1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

(1) 省略

(2) 自立し安心して生活するための福祉サービスの充実

① 省略

② 日中活動系サービスの充実

日中活動系サービス事業所については、福祉施設入所者及び入院中の精神障

障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加も考慮し、希望する障害者が必要とする日中活動系サービスを受けることができるよう、圏域を単位として、障害福祉サービス事業所の設置を促進し、障害者の地域生活を支援します。

- 日中活動系サービス事業所を拠点とした地域生活や就労の促進

③～⑧ 省 略

(3) 省 略

2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

(1)～(3) 省 略

3 ともに支え合う社会の構築をめざして

(1)～(2) 省 略

(3) 地域生活環境の整備

⑤ 情報・コミュニケーションの確保

障害者の積極的な地域社会参加を図るために必要な様々な情報を、ITを活用することで容易に受発信できるように障害者の情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。特に、情報入手の困難な聴覚障害者や視覚障害者に対しては容易に情報を伝えることのできる情報伝達手段の整備に努めます。また、コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者に対する、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成・研修を促進するとともに、これらの派遣体制の強化を図ります。

- 情報伝達メニューの充実
- コミュニケーション手段の充実

障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加も考慮し、希望する障害者が必要とする日中活動系サービスを受けることができるよう、圏域を単位として、障害福祉サービス事業所の設置を促進し、障害者の地域生活を支援します。

さらに、小規模作業所が地域活動支援センターその他の新体系サービス事業所に移行することを支援します。

- 日中活動系サービス事業所を拠点とした地域生活や就労の促進
- 小規模作業所の新体系移行の支援

③～⑧ 省 略

(3) 省 略

2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

(1)～(3) 省 略

3 ともに支え合う社会の構築をめざして

(1)～(2) 省 略

(3) 地域生活環境の整備

⑤ 情報・コミュニケーションの確保

障害者の積極的な地域社会参加を図るために必要な様々な情報を、ITを活用することで容易に受発信できるように障害者の情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。特に、情報入手の困難な聴覚障害者や視覚障害者に対しては容易に情報を伝えることのできる情報伝達手段の整備に努めます。また、コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者に対する、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成・研修を促進するとともに、これらの派遣体制の強化を図ります。

- 情報伝達メニューの充実
- コミュニケーション手段の充実

- I T化への対応
- 聴覚障害者情報提供施設の整備
- その他の障害特性に配慮した情報提供施設の整備

(4) 省 略

Ⅲ 目標設定

施策の推進に当たり、次のとおり目標を定め、目標値を設定します。

目標 1 障害者の権利が守られ、安心して暮らせる社会の形成を目指します。

項 目	内 容	平成19年度末	目標年度	目 標 値
障害者の権利を擁護する取組み	日常生活自立支援事業契約件数	388件	平成25年度	818件
	事業所の第三者委員設置割合	49.9%	平成25年度	72.0%

目標 2 障害者の地域生活を支援するため、障害福祉保健圏域や市町村など身近な地域における福祉サービスの向上を図ります。

項 目	内 容	平成19年度末	目標年度	目 標 値

- I T化への対応
- 聴覚障害者情報提供施設の整備
- その他の障害特性に配慮した情報提供施設の整備

(4) 省 略

Ⅲ 目標設定

施策の推進に当たり、次のとおり目標を定め、目標値を設定します。計画項目に係る後期（平成21年度から平成25年度までの期間）における目標値は、原則として平成25年度末における数値により設定するものとし、第2期沖縄県障害福祉計画の計画事項に係る目標値との整合性を確保する必要がある目標値は、平成23年度末における数値により設定しています。

目標 1 障害者の権利が守られ、安心して暮らせる社会の形成を目指します。

項 目	内 容	平成19年度末	目標年度	目 標 値
障害者の権利を擁護する取組み	日常生活自立支援事業契約件数	388件	平成25年度	818件
	事業所の第三者委員設置割合	49.9%	平成25年度	72.0%

目標 2 障害者の地域生活を支援するため、障害者福祉保健圏域や市町村など身近な地域における福祉サービスの向上を図ります。

項 目	内 容	平成19年度末	目標年度	目 標 値

生活支援体制の整備	発達障害者支援センターの設置	1 か所	平成 <u>25</u> 年度	1 か所
障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	高次脳機能障害の支援拠点機関の設置	2 か所	平成 <u>25</u> 年度	2 か所
多様な相談支援体制の強化	市町村障害者相談支援事業実施市町村	41市町村	平成 <u>25</u> 年度	41市町村
	障害児療育支援事業の実施	8 か所	平成 <u>25</u> 年度	10か所
	<u>計画相談支援の利用者数</u>	—	平成 <u>25</u> 年度	<u>997人</u>
	<u>地域移行支援の利用者数</u>	—	平成 <u>25</u> 年度	<u>149人</u>
	<u>地域定着支援の利用者数</u>	—	平成 <u>25</u> 年度	<u>146人</u>
	<u>障害児相談支援の利用者数</u>	—	平成 <u>25</u> 年度	<u>258人</u>
地域移行の推進	訪問系サービスの利用者数	1, 146人	平成 <u>25</u> 年度	<u>3, 085人</u>

生活支援体制の整備	発達障害者支援センターの設置	1 か所	平成 <u>23</u> 年度	1 か所
障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	高次脳機能障害の支援拠点機関の設置	2 か所	平成 <u>23</u> 年度	2 か所
多様な相談支援体制の強化	市町村障害者相談支援事業実施市町村	41市町村	平成 <u>23</u> 年度	41市町村
	障害児療育支援事業の実施	8 か所	平成 <u>23</u> 年度	10か所
地域移行の推進	訪問系サービスの利用者数	1, 146人	平成 <u>23</u> 年度	<u>2, 173人</u>
	訪問系サービスの利用量	37, 678時間分	平成 <u>23</u> 年度	<u>81, 886時間分</u>
	生活介護の利用者数	542人	平成 <u>23</u> 年度	<u>2, 787人</u>
	生活介護の利用量	8, 555人日分	平成 <u>23</u> 年度	<u>57, 534人日分</u>
	自立訓練（機能訓練）の利用者	63人	平成 <u>23</u> 年度	<u>152人</u>

訪問系サービスの 利用量	37,678時間分	平成 <u>25</u> 年度	<u>95,797</u> 時間分
生活介護の利用者 数	542人	平成 <u>25</u> 年度	<u>3,508</u> 人
生活介護の利用量	8,555人日分	平成 <u>25</u> 年度	<u>65,321</u> 人日分
自立訓練（機能訓 練）の利用者数	63人	平成 <u>25</u> 年度	<u>84</u> 人
自立訓練（機能訓 練）の利用量	910人日分	平成 <u>25</u> 年度	<u>1,342</u> 人日分
自立訓練（生活訓 練）の利用者数	124人	平成 <u>25</u> 年度	<u>371</u> 人
自立訓練（生活訓 練）の利用量	1,928人日分	平成 <u>25</u> 年度	<u>6,222</u> 人日分
就労移行支援の利 用者数	108人	平成 <u>25</u> 年度	<u>838</u> 人

数			
自立訓練（機能 訓練）の利用量	910人日分	平成 <u>23</u> 年度	<u>2,776</u> 人日分
自立訓練（生活 訓練）の利用者 数	124人	平成 <u>23</u> 年度	<u>481</u> 人
自立訓練（生活 訓練）の利用量	1,928人日分	平成 <u>23</u> 年度	<u>9,057</u> 人日分
就労移行支援の 利用者数	108人	平成 <u>23</u> 年度	<u>677</u> 人
就労移行支援の 利用量	1,917人日分	平成 <u>23</u> 年度	<u>13,716</u> 人日分
就労継続支援 A 型の利用者数	80人	平成 <u>23</u> 年度	<u>255</u> 人
就労継続支援 A 型の利用量	1,698人日分	平成 <u>23</u> 年度	<u>5,545</u> 人日分
就労継続支援 B 型の利用者数	257人	平成 <u>23</u> 年度	<u>1,625</u> 人

就労移行支援の利用量	1,917人日分	平成 <u>25</u> 年度	<u>14,917</u> 人日分
就労継続支援 A 型の利用者数	80人	平成 <u>25</u> 年度	<u>588</u> 人
就労継続支援 A 型の利用量	1,698人日分	平成 <u>25</u> 年度	<u>11,620</u> 人日分
就労継続支援 B 型の利用者数	257人	平成 <u>25</u> 年度	<u>2,765</u> 人
就労継続支援 B 型の利用量	4,319人日分	平成 <u>25</u> 年度	<u>49,965</u> 人日分
療養介護の利用量	56人分	平成 <u>25</u> 年度	<u>397</u> 人分
<u>児童発達支援の利用者数</u>	—	平成 <u>25</u> 年度	<u>622</u> 人
<u>児童発達支援の利用量</u>	—	平成 <u>25</u> 年度	<u>7,813</u> 人日分
<u>医療型発達支援の利用者数</u>	—	平成 <u>25</u> 年度	<u>84</u> 人
<u>医療型発達支援の利用量</u>	—	平成 <u>25</u> 年度	<u>1,260</u> 人日分

就労継続支援 B 型の利用量	4,319人日分	平成 <u>23</u> 年度	<u>32,865</u> 人日分
療養介護の利用量	56人分	平成 <u>23</u> 年度	<u>211</u> 人分
<u>児童デイサービスの利用者数</u>	<u>794</u> 人	平成 <u>23</u> 年度	<u>1,294</u> 人
<u>児童デイサービスの利用量</u>	<u>7,603</u> 人日分	平成 <u>23</u> 年度	<u>14,103</u> 人日分
短期入所の利用量	1,603人日分	平成 <u>23</u> 年度	<u>3,345</u> 人日分
共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護事業（ケアホーム）の利用量	327人分	平成 <u>23</u> 年度	<u>737</u> 人分
共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護事業（ケアホーム）の設置住居数	69か所	平成 <u>23</u> 年度	<u>152</u> か所

放課後デイサービスの利用者数	—	平成25年度	1,726人
放課後等デイサービスの利用量	—	平成25年度	23,622人日分
保育所等訪問支援の利用者数	—	平成25年度	454人
保育所等訪問支援の利用量	—	平成25年度	849人日分
短期入所の利用量	1,603人日分	平成25年度	4,555人日分
共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護事業（ケアホーム）の利用量	327人分	平成25年度	933人分
共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護事業（ケアホーム）の設置住居数	69か所	平成25年度	235か所
福祉施設入所者数	2,761人分 (平成17年10月1日)	平成25年度	2,498人分

福祉施設入所者数	2,761人分 (平成17年10月1日)	平成23年度	2,450人分
退院可能精神障害者数	827人 (平成18年6月末)	平成23年度	600人
精神障害者地域移行支援特別対策事業による退院者数	—	平成23年度	25人
障害者の生活を支援する民間事業者、NPO、障害者団体の支援	障害者社会活動推進事業実施補助団体	182団体	平成25年度 272団体

備考 単位については、「時間分」とあるのは1月当たりの総利用時間と、「人日分」とあるのは1月当たりの総利用日数と、「人分」とあるのは1月当たりの利用人数とする。

	<u>1年未満入院者の平均退院率</u>	<u>—</u>	<u>平成25年度</u>	<u>76%</u>
	<u>在院期間5年以上かつ65歳以上の年間退院者数</u>	<u>—</u>	<u>平成25年度</u>	<u>32人</u>
障害者の生活を支援する民間事業者、NPO、障害者団体の支援	障害者社会活動推進事業実施補助団体	182団体	平成25年度	272団体

備考1 単位については、「時間分」とあるのは1月当たりの総利用時間と、「人日分」とあるのは1月当たりの総利用日数と、「人分」とあるのは1月当たりの利用人数とする。

備考2 従来の「児童デイサービス」は、平成24年4月から改正児童福祉法により新たに障害児通所支援として「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」の4種類のサービスとして実施されることとなった。

備考3 平成24年4月から「精神障害者地域移行支援特別対策事業」は、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」に変更となった。また、沖縄県障害者福祉計画（第3期）において設定された指標にあわせた。

目標3 障害者の社会参加を支援するとともに、公共公益施設や公共交通など街のバリアフリー化を進めます。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
障害者の活動を	移動支援従事者養	1,078人	平成 <u>25</u> 年度	<u>4,484</u> 人

目標3 障害者の社会参加を支援するとともに、公共公益施設や公共交通など街のバリアフリー化を進めます。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
障害者の活動を	移動支援従事者	1,078人	平成 <u>23</u> 年度	<u>1,798</u> 人

支援する専門職員の養成研修、マンパワーの確保	成研修受講者数 (旧障害者ガイドヘルパー養成研修)			
	居宅介護従事者養成研修受講者数 (旧ホームヘルパー養成研修)	1,581人	平成 <u>25</u> 年度	<u>5,006</u> 人
	相談支援従事者初任者研修受講者数	498人	平成 <u>25</u> 年度	<u>2,298</u> 人
	相談支援従事者現任研修受講者数	96人	平成 <u>25</u> 年度	<u>316</u> 人
	サービス管理責任者養成研修受講者数	203人	平成 <u>25</u> 年度	<u>2,008</u> 人
	重度訪問介護従事者養成研修受講者数	22人	平成 <u>25</u> 年度	122人
	行動援護従事者養成研修受講者数	—	平成 <u>25</u> 年度	<u>334</u> 人

支援する専門職員の養成研修、マンパワーの確保	養成研修受講者数 (旧障害者ガイドヘルパー養成研修)			
	居宅介護従事者養成研修受講者数 (旧ホームヘルパー養成研修)	1,581人	平成 <u>23</u> 年度	<u>3,981</u> 人
	相談支援従事者初任者研修受講者数	498人	平成 <u>23</u> 年度	<u>1,298</u> 人
	相談支援従事者現任研修受講者数	96人	平成 <u>23</u> 年度	<u>216</u> 人
	サービス管理責任者養成研修受講者数	203人	平成 <u>23</u> 年度	<u>1,208</u> 人
	重度訪問介護従事者養成研修受講者数	22人	平成 <u>23</u> 年度	122人
	行動援護従事者養成研修受講者数	—	平成 <u>23</u> 年度	<u>260</u> 人

	<u>介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修</u>	—	<u>平成25年度</u>	<u>200人</u>
	<u>同行援護従事者養成研修受講者数</u>	—	<u>平成25年度</u>	<u>650人</u>
スポーツ大会などイベントの開催及び当事者団体の運営への参加	障害者スポーツ指導員の養成	214人	平成25年度	273人
福祉のまちづくり条例に基づく特定生活関連施設のバリアフリー化の推進	福祉のまちづくり条例に基づく適合施設の件数（完了検査済の適合施設数の累計）	255件	平成25年度	454件
すべての障害者が利用しやすい移動システムの整備	乗合バス路線への低床バス導入	24台	平成25年度	141台
	公共交通・移動支援情報の提供	8種類	平成25年度	8種類
	音響式視覚障害者用交通信号付加装置	—	平成25年度	5台

スポーツ大会などイベントの開催及び当事者団体の運営への参加	障害者スポーツ指導員の養成	214人	平成25年度	273人
福祉のまちづくり条例に基づく特定生活関連施設のバリアフリー化の推進	福祉のまちづくり条例に基づく適合施設の件数（完了検査済の適合施設数の累計）	255件	平成25年度	454件
すべての障害者が利用しやすい移動システムの整備	乗合バス路線への低床バス導入	24台	平成25年度	141台
	公共交通・移動支援情報の提供	8種類	平成25年度	8種類
	音響式視覚障害者用交通信号付加装置	—	平成25年度	5台
	路外駐車場のバリアフリー化の推進	17.0%	平成25年度	28.0%
	都市公園のバリアフリー化の推	39.6%	平成25年度	<u>40.5%</u>

路外駐車場のバリアフリー化の推進	17.0%	平成25年度	28.0%
都市公園のバリアフリー化の推進	39.6%	平成25年度	<u>50.0%</u>
浮棧橋のバリアフリー化の推進	24基	平成25年度	31基

目標4 障害者の雇用・就業の拡大を図ります。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
法定雇用率の達成	障害者雇用率	1.63%	平成25年度	1.8%
相談支援体制の強化	障害者就業・生活支援センターの設置	3か所	平成25年度	5か所
総合的支援施策の推進	福祉施設から一般就労への年間移行者数	23人 (平成17年度)	平成 <u>25</u> 年度	<u>202</u> 人
	就労移行支援の利用者数	108人	平成 <u>25</u> 年度	<u>838</u> 人

進			
浮棧橋のバリアフリー化の推進	24基	平成25年度	31基

目標4 障害者の雇用・就業の拡大を図ります。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
法定雇用率の達成	障害者雇用率	1.63%	平成25年度	1.8%
相談支援体制の強化	障害者就業・生活支援センターの設置	3か所	平成25年度	5か所
総合的支援施策の推進	福祉施設から一般就労への年間移行者数	23人 (平成17年度)	平成 <u>23</u> 年度	<u>142</u> 人
	就労移行支援の利用者数	108人	平成 <u>23</u> 年度	<u>677</u> 人

就労継続支援の利用者数	337人	平成25年度	3,353人
県及び市町村の機関における障害者雇用の促進（未達成機関数）	11か所	平成25年度	0か所
在宅就業支援団体登録数	0か所	平成25年度	2か所
職場実習受入れ企業事業所数（延べ）	266事業所	平成25年度	500事業所

就労継続支援の利用者数	337人	平成23年度	1,880人
県及び市町村の機関における障害者雇用の促進（未達成機関数）	11か所	平成25年度	0か所
在宅就業支援団体登録数	0か所	平成25年度	2か所
職場実習受入れ企業事業所数（延べ）	266事業所	平成25年度	500事業所

目標5 障害児とともに学ぶ環境の中で、互いの存在を認め合い人権を尊重する教育を実施します。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
共に育ち合う教育の充実	ボランティア推進校の指定	328校	平成25年度	439校
	「心の輪を広げる体験作文」応募作品	51作品	平成25年度	278作品
	「障害者の日のポ	5作品	平成25年度	278作品

目標5 障害児とともに学ぶ環境の中で、互いの存在を認め合い人権を尊重する教育を実施します。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
共に育ち合う教育の充実	ボランティア推進校の指定	328校	平成25年度	439校
	「心の輪を広げる体験作文」応募作品	51作品	平成25年度	278作品
	「障害者の日のポ	5作品	平成25年度	278作品

	スター」応募作品			
	小中高等学校と特別支援学校との交流	178校	平成25年度	300校
学校における障害児の受入れ体制の整備強化	県立高校バリアフリー化	14校	平成25年度	24校
	すべての学校へ特別支援教育コーディネーターの配置	437校	平成25年度	432校
	広域特別支援連携協議会の設置	6か所	平成25年度	6か所

	ポスター」応募作品			
	小中高等学校と特別支援学校との交流	178校	平成25年度	300回
学校における障害児の受入れ体制の整備強化	県立高校バリアフリー化	14校	平成25年度	24校
	すべての学校へ特別支援教育コーディネーターの配置	437校	平成25年度	432校
	広域特別支援連携協議会の設置	6か所	平成25年度	6か所

目標6 障害者の情報格差を解消し、住民とのコミュニケーションを促す情報のバリアフリー化を推進します。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
障害者情報提供施設の整備	法人立聴覚障害者情報提供施設	0か所	平成25年度	1か所
コミュニケーションを支援する人材の養成・研	手話通訳者養成研修受講者	212人	平成25年度	392人

目標6 障害者の情報格差を解消し、住民とのコミュニケーションを促す情報のバリアフリー化を推進します。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
障害者情報提供施設の整備	法人立聴覚障害者情報提供施設	0か所	平成25年度	1か所
コミュニケーションを支援する人材の養成・研	手話通訳者養成研修受講者	212人	平成25年度	392人

修及び派遣体制の強化	要約筆記奉仕員養成研修受講者	180人	平成25年度	360人
	手話・要約筆記奉仕員等の派遣市町村	24市町村	平成 <u>25</u> 年度	28市町村
	点訳奉仕員養成研修受講者	254人	平成25年度	474人
	朗読奉仕員養成研修受講者	190人	平成25年度	332人
	聴覚障害者通信サービスの利用	2,500件	平成25年度	2,964件

修及び派遣体制の強化	要約筆記奉仕員養成研修受講者	180人	平成25年度	360人
	手話・要約筆記奉仕員等の派遣市町村	24市町村	平成 <u>23</u> 年度	28市町村
	点訳奉仕員養成研修受講者	254人	平成25年度	474人
	朗読奉仕員養成研修受講者	190人	平成25年度	332人
	聴覚障害者通信サービスの利用	2,500件	平成25年度	2,964件

目標7 日中活動系サービス事業所を拠点として地域生活や就労の促進を図ります。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
日中活動系サービス事業所の整備充実	生活介護事業所	28か所	平成 <u>25</u> 年度	<u>112</u> か所
	療養介護事業所	1か所	平成 <u>25</u> 年度	6か所
	短期入所事業所	54か所	平成 <u>25</u> 年度	<u>66</u> か所

目標7 日中活動系サービス事業所を拠点として地域生活や就労の促進を図ります。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
日中活動系サービス事業所の整備充実	生活介護事業所	28か所	平成 <u>23</u> 年度	<u>83</u> か所
	療養介護事業所	1か所	平成 <u>23</u> 年度	6か所
	<u>児童デイサービス事業所</u>	<u>46</u> か所	<u>平成23年度</u>	<u>61</u> か所

自立訓練（機能訓練）事業所	5か所	平成 <u>25</u> 年度	<u>9</u> か所
自立訓練（生活訓練）事業所	16か所	平成 <u>25</u> 年度	<u>46</u> か所
就労移行支援事業所	16か所	平成 <u>25</u> 年度	<u>76</u> か所
就労継続支援 A型事業所	3か所	平成 <u>25</u> 年度	<u>38</u> か所
就労継続支援 B型事業所	25か所	平成 <u>25</u> 年度	<u>151</u> か所

短期入所事業所	54か所	平成 <u>23</u> 年度	<u>64</u> か所
自立訓練（機能訓練）事業所	5か所	平成 <u>23</u> 年度	<u>20</u> か所
自立訓練（生活訓練）事業所	16か所	平成 <u>23</u> 年度	<u>58</u> か所
就労移行支援事業所	16か所	平成 <u>23</u> 年度	<u>58</u> か所
就労継続支援 A型事業所	3か所	平成 <u>23</u> 年度	<u>13</u> か所
就労継続支援 B型事業所	25か所	平成 <u>23</u> 年度	<u>82</u> か所

目標 8 障害者団体の支援及び福祉施策への当事者参加を実施します。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
各障害者団体の支援及びネットワーク強化	沖縄県身体障害者福祉大会参加者	600人	平成25年度	1,000人
	知的障害者教育・福祉・就労大会参加者	211人	平成25年度	300人

目標 8 障害者団体の支援及び福祉施策への当事者参加を実施します。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
各障害者団体の支援及びネットワーク強化	沖縄県身体障害者福祉大会参加者	600人	平成25年度	1,000人
	知的障害者教育・福祉・就労大会参加者	211人	平成25年度	300人

	精神保健福祉普及大会参加者	500人	平成25年度	600人
	障害者社会参加推進協議会開催	19回	平成25年度	31回
障害者の福祉施策への意向反映	障害者施策推進協議会の開催	1回	平成25年度	毎年度1回以上
	障害者計画の進行管理を県ホームページで公表	0回	平成25年度	毎年1回

	精神保健福祉普及大会参加者	500人	平成25年度	600人
	障害者社会参加推進協議会開催	19回	平成25年度	31回
障害者の福祉施策への意向反映	障害者施策推進協議会の開催	1回	平成25年度	毎年度1回以上
	障害者計画の進行管理を県ホームページで公表	0回	平成25年度	毎年1回

IV 圏域別の施策展開

省 略

1 北部圏域

北部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、着実に整備され、北部圏域におけるサービス利用者のニーズを満たすことができると見込まれるものの、圏域内の各地域における障害者のニーズに係る変化を的確に把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

2 中部圏域

中部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、特に生活介護、短期入所、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる

IV 圏域別の施策展開

省 略

1 北部圏域

北部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、着実に整備され、北部圏域におけるサービス利用者のニーズを満たすことができると見込まれるものの、圏域内の各地域における障害者のニーズに係る変化を的確に把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

2 中部圏域

中部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、就労支援、短期入所、共同生活援助及び共同生活介護、施設入所支援等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備

体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

3 南部圏域

南部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、特に障害児通所事業所、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）、生活介護、就労支援等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

4 宮古圏域

宮古圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、特に就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、障害者が生まれ育った地域で暮らしていけるよう、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

5 八重山圏域

八重山圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、特に生活介護、自立訓練、就労継続支援、障害児通所支援事業所、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、障害者が生まれ育った地域で暮らしていけるよう、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

3 南部圏域

南部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、児童デイサービス、短期入所、共同生活援助及び共同生活介護、施設入所支援等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

4 宮古圏域

宮古圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助及び共同生活介護等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、障害者が生まれ育った地域で暮らしていけるよう、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

5 八重山圏域

八重山圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、就労移行支援、共同生活援助及び共同生活介護等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、障害者が生まれ育った地域で暮らしていけるよう、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

